

飯山市水道水源保全条例

平成 30 年 3 月 29 日飯山市条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民生活にかけがえのない水道水源としての地下水を将来に引き継ぐため、地下水利用の現状把握及び乱開発の防止を図り、水道水源を保護し、市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道水源 水道の原水を取り入れするために設けられた水道法第 3 条第 8 項に規定する取水施設の範囲をいう。
- (2) 地下水 地下に存在する全ての水資源（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉、鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水並びに河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項及び第 100 条第 1 項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。）をいう。
- (3) 採取者 第 8 条の規定により許可を受けた者及び第 13 条の規定により届出をした者をいう。
- (4) 規制区域 水道水源から半径 1 キロメートル以内の区域をいう。
- (5) 井戸 地下水を採取するための施設をいう。
- (6) ストレーナー 井戸に設けられた取水孔をいう。
- (7) 許可対象要件 第 7 条第 1 項に規定する井戸をいう。

(適用除外)

第 3 条 この条例は、国又は地方公共団体が事業者である場合には適用しない。

(市の責務)

第 4 条 市は、市民生活に支障が生じないようにするための水道水源の保全に係る施策を実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、地下水がかげがえのない水道水源であることを認識し、市が行う水道水源の保全に関する施策に協力しなければならない。

(採取者の責務)

第 6 条 採取者は、水道水源としての地下水を保全するために必要な措置（涵養^{かん}し、水採取量の縮減に努めることをいう。）を講ずるとともに、市が実施する水道水源の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事前協議)

第7条 規制区域内で地下水を採取するため井戸を掘削しようとする者のうち、当該井戸の計画が次のいずれかに該当する場合は、市長とあらかじめ協議をしなければならない。

- (1) 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が20平方センチメートル（口径約50ミリメートル）を超えるもの
- (2) 深度が30メートル以深のもの
- (3) 採取日量が100立方メートルを超えるもの

2 前項の協議をする際には、次に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 井戸の設置場所を示す25,000分の1程度の位置図及び公図の写し
- (2) 揚水機の配置図及び構造図
- (3) 掘削場所の土地所有者を明らかにする書類及び同意書
- (4) 井戸の設置場所から半径1キロメートルに掛かる市内行政区の区長の意見書
- (5) 水道水源から半径1キロメートル以内の水道事業者の意見書
(許可申請)

第8条 前条の規定による協議を終了した者は、次に掲げる事項を記載した申請書を工事に着手しようとする90日前までに市長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (2) 地下水の用途及び利用計画等
- (3) ストレーナーの位置、揚水機の種類、吐出口断面積の確認ができる書類
- (4) 掘削深度と1日平均採取量が確認できる書類
- (5) 申請者と利用者との関係等を表す書類
- (6) 掘削完成後の利用施設の排水処理方法及び施設等の図面

2 市長は、前項の場合において、次条に定める許可要件の全てに適合していると認める場合でなければ、同項の許可をすることができない。ただし、市長が公益上必要と認める場合は、この限りではない。

3 市長は、第1項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

(許可要件)

第9条 地下水の採取に関する許可要件は、次に定めるところによる。

- (1) 既存の水道水源に影響を及ぼすおそれがないこと
- (2) 採取する地下水の用途が必要かつ適当であること
- (3) 他の水をもって代えることが困難であると認められること

2 地下水の採取予定位置が他の市町村及び市との境界付近の場合は、関係自治体と協議を行うものとする。

(影響調査)

第10条 第8条第1項の規定により許可を申請する者（以下「許可申請者」という。）

は、当該井戸で地下水を採取する場合に、水道水源として利用する地下水の水位及び湧水量に及ぼす影響を事前に調査しなければならない。

2 市長は、前項の調査の際に市職員等を立ち合わせることができる。

- 3 第1項の調査の結果、水道水源として利用する地下水の水位及び湧水量が減少し、その利用に支障を及ぼすことが明らかな場合、許可申請者は井戸の設置場所の変更等、必要な措置を講じなければならない。

(許可又は不許可の決定)

第11条 市長は、第8条の規定により許可申請者から申請があったときは、90日以内に許可又は不許可の決定をしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の決定をしたときは、文書をもって許可申請者に通知しなければならない。

- 3 許可を受けた井戸が、ストレーナーの位置の変更若しくは許可対象要件を大きくしようとする場合又は変更により許可対象要件に該当する場合は、第7条に規定する事前協議から再度協議を行うものとする。

(完成の届出)

第12条 許可申請者は、井戸が完成した日から15日以内に市長に完成届出書を提出し、その検査を受けなければならない。

(地下水の採取の届出)

第13条 第7条第1項に規定する要件に該当しない井戸を掘削しようとする者は、あらかじめ第9条に規定する事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(既施設設置者の届出)

第14条 この条例の施行の際、現に第7条第1項に規定する井戸を利用し、又は掘削している者は、この条例の施行の日から90日以内に規則で定める届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

- 3 市長は、第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者が正当な理由なく市長の指導に従わないときは、その旨を公表することができる。

(変更の届出)

第15条 採取者は、第9条第1項各号に規定する事項に変更があった場合においては、その変更のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可及び届出の承継)

第16条 採取者から許可又は届出に係る施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該施設に係る採取者の地位を承継する。

- 2 採取者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により、採取者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第17条 許可申請者が、その井戸につき次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該井戸に係る許可は、その効力を失う。

(1) 井戸を廃止したとき

(2) 第7条第1項の要件に該当しなくなったとき

2 井戸を廃止した者は、井戸を廃止した日から30日以内にその旨を市長に届け出るとともに、当該井戸周辺の水環境に影響を与えないために必要な処置を講じなければならない。

(許可の取消し等)

第18条 市長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第8条第1項の規定に違反して許可を受けずに井戸を掘削した者又は同条第3項の規定により付した条件に違反した者に対し、その違反を是正するため、期限を定めて、必要な措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、予見することができなかつた特別な事情の発生により、水道水源の保全を図るため、緊急の必要があると認めるときは、採取者に対し、相当の期間を定めて、地下水の採取を制限することを命ずることができる。

(立入調査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員をして当該井戸が設置された土地に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(指導等)

第20条 市長は、水道水源の保全上必要があると認められるときは、採取者又はその代理者に対し、指導若しくは助言をし、又は期限を定めて必要な措置（採取行為の一時停止を除く。）を講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第21条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に係る措置を怠ったときは、期限を定めて、当該措置を講ずるよう命ずることができる。

(措置の届出)

第22条 第20条の規定による勧告又は前条の規定による命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る措置をとったときは、7日以内に市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(停止命令)

第23条 市長は、第21条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、必要な限度において期限を定めて、採取行為の一時停止を命ずることができる。

(氏名等の公表)

第24条 市長は、第20条、第21条又は前条の規定による勧告又は命令を受けた者が、正当な理由なくしてその勧告又は命令に従わないときは、当該勧告又は命令に従わない内容及びその者の氏名等を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 26 条 第 18 条第 2 項、同条第 3 項及び第 21 条の規定による命令に違反した者は、50 万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定による許可を受けずに井戸を設置した者
- (2) 第 8 条第 1 項の許可を受けるに当たり、偽りその他不正な手段を用いた者
- (3) 第 8 条第 1 項の規定による許可を受けずに井戸を変更した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 12 条、第 13 条又は第 17 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 正当な理由がないのに第 19 条第 1 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条各項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。